

平成 30 年度 国際共同映像制作助成金交付要綱

平成 30 年 4 月 18 日

(通則)

第 1 条 一般財団法人さっぽろ産業振興財団(以下「財団」という。)が実施する、国際共同映像制作助成金(以下「助成金」という。)の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 国際共同映像制作に係る経費の一部を助成することにより、札幌市における国際共同映像制作事業をより一層促進するとともに、札幌市の映像産業および海外への映像発信を通じた産業の発展に向けた取組を推進し、札幌市のブランド化および観光誘客等につなげることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において「国際共同映像制作」とは、札幌市内の映像制作事業者等が海外に所在する事業者と共同で、札幌が舞台となる映画やドラマ、情報番組などを制作するものを言う。

2 この要綱において「札幌市内の映像制作事業者等」とは、次の各号の要件をすべて満たす民間企業、または組合等(中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項に定める事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会であって、総組合員の 2 分の 1 以上が次の各号の要件をすべて満たし、かつ当該組合に該当するもの。)をいう。

- (1) 法人格を有する企業、組合等であること
- (2) 札幌市内に事業所を有していること
- (3) 映像制作事業を営んでいること
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁)に基づく、参加停止措置を受けていないこと
- (5) 札幌市税の滞納がないこと
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 3 条又は第 4 条の規

定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者ではないこと

(助成の対象となる事業)

第4条 この要綱による助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 国際共同映像制作により撮影が行われるもの(アニメーションの場合は映像制作業務をいう。)
- (2) 海外において広く一般に映画・テレビ番組・インターネット動画配信等の媒体で放映・公開が決定しているもの
- (3) 北海道内において5日以上、かつ札幌市内において1日以上、国際共同映像制作により撮影等が行われるもので、札幌市に経済効果やPR効果をもたらし、札幌市の映像産業の発展に資すると財団理事長(以下「理事長」という。)が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は助成金の交付対象としない。

- (1) 制作する映像の内容が宗教的又は政治的な宣伝意図を有するもの
- (2) 制作する映像の内容が公序良俗に反するもの

(助成対象者)

第5条 この要綱により助成を受けることのできる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 第4条第1項に定める助成対象事業を実施する札幌市内の映像制作事業者等で、適正な会計管理が可能なもの
- (2) 札幌市内の映像制作事業者等自ら、若しくは他の映像制作事業者との共同によって助成対象事業の実施を担保できること

(助成対象期間)

第6条 助成対象事業の対象期間は、交付決定日を開始日とし、申請のあった年度の2月末日までとする。

(助成対象経費及び助成算定基準)

第7条 助成対象経費及び助成算定基準は別表のとおりとし、1件当たりの助成金の上限は300万円として、予算の範囲内で決定する。なお、助成対象経費は、助成対象期間内に発生し、かつ支払いが完了しているものとする。

(助成金の交付申請及び交付決定)

第8条 この要綱により助成金の交付を受けようとする助成対象者は、理事長が指定する期間までに、以下の各様式の書類と添付資料を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成金対象事業者指定申請書(様式1 *概算交付を申請するときは、様式2とする)
 - (2) 宣誓書(様式3)
 - (3) 申請者の定款又はこれに類する規約
 - (4) 申請者の直近の市税の納税証明書
 - (5) 映像制作(編集作業)のスケジュール
 - (6) 映像制作スタッフの一覧
 - (7) 経費内訳書
 - (8) 収支計画表
 - (9) その他理事長がその都度必要と認める書類
- 2 理事長は、前項の申請があった場合には、別に定める審査委員会に付議し、その意見を聞いたうえで、助成金の交付決定の可否を決定するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により、助成金の交付決定の可否を決定したときは、その結果を助成金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付条件)

第9条 理事長は助成金の交付に当たり、次の条件を付すものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。
 - ア 事業の内容を変更しようとする場合(軽微な変更を除く)
 - イ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 助成金に関する収入及び支出を明確にした帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 助成金の交付を受けた年度終了後少なくとも5年間は、財団および札幌市が行う調査に協力しなければならない。
- (4) 撮影等を行う際は、関係法令を遵守するとともに、現場での安全管理に十分に留意しなければならない。
- (5) その他、理事長が助成金の交付の目的を達成するために必要と認める事項

(クレジットタイトル)

第10条 助成事業者は、特段の事情がない限り財団の求めに応じ、助成対象事業についてのクレジットタイトル及び上映又は頒布に際して制作するポスター、チラシ、プログラム等に「札幌市映像制作助成事業」「札幌フィルムコミッション」の文言もしくはロゴ、及び「サッポロスマイルロゴ」の表記を行うこととする。

(映像制作の内容変更)

第11条 第8条第3項の規定により助成金の交付決定を受けた事業者(以下「助成事業者」という。)は、交付決定を受けた事業を変更しようとするときは、あらかじめ助成金変更交付申請書(様式4)、その他理事長が必要と認める書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により提出された申請書等の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、助成金変更交付決定通知書により助成事業者に通知する。ただし、この場合の助成金の交付額は、第8条第3項の規定により通知した交付決定額を上回らないものとする。また、理事長は変更の内容に応じて、第8条第3項の規定により通知した交付決定額から減額を命ずることがある。

3 次の各号に該当する場合は助成金変更交付申請書(様式4)の提出を要しない。

- (1) 助成目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 助成目的に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 助成対象経費の項目ごとに配分された額の変更が、助成金交付決定総額の30%以下である場合

(状況報告)

第12条 理事長は必要があると認めるときは、助成事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成対象事業の撮影・編集等とそれに係る経費の支払いが完了したときは、その翌日から60日以内又は当該年度の3月15日までのいずれか早い日までに以下の書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式5)
- (2) 支出した経費の事実を証明する領収書等の書類
- (3) 映像制作時の写真等

- (4) 映像制作(編集作業)のスケジュール
 - (5) 映像制作スタッフの一覧
 - (6) 経費内訳書
 - (7) 撮影等が適正に行われたことを証明する許可証の写し等の書類
 - (8) 助成金対象事業指定通知を受けた者が負担した経費の事実を証明する業務日報や出勤簿等の書類(申請者の社内スタッフが本事業に従事する経費を申請した場合のみ)
 - (9) その他理事長がその都度必要と認める書類
- 2 助成事業者は、映像完成後すみやかに映像を提出するとともに、財団および札幌市が各種プロモーション事業を実施するに当たり使用可能な映像や写真を無償で提出するものとする。なお、提出物はDVD等電子媒体とする。
- 3 助成事業者は、対象作品が放映・公開されたときは、すみやかに放映・公開報告書(様式6)を理事長に提出するとともに、放映・公開後の映像のDVD等電子媒体を提出しなければならない。なお、公開及び放送後、すみやかに興行成績もしくは視聴率等を理事長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 理事長は前条第1項による事業実績報告書及びその他理事長が必要と認める書類の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金事業確定通知書により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第15条 理事長は、前条の通知後、助成事業者からの申請により、助成金を交付するものとする。ただし、理事長が、事業の終了前に交付することが必要と認めるときは、第8条第3項の交付の決定後、助成事業者からの申請により助成金申請予定額の8割以内の範囲で概算額を交付することができる。

2 助成事業者は、前項ただし書の規定により概算で助成金の交付を受けたときは、前条の規定による通知を受けた後、その精算をしなければならない。

(助成金交付に係る標準処理期間)

第16条 助成金を確定払するときの標準処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書が提出され(追加資料の提出など書類が完備し)てから助成金事業確定通知を発するまで 15営業日
- (2) 請求書が提出され(記載の補正など書類が完備し)てから助成金の交付まで 15営業日

- 2 助成金を概算払するときの標準処理期間は、次のとおりとする。
 - (1) 助成金対象事業指定・概算交付申請書が提出され、審査委員会において助成交付候補者が決定してから概算払交付額決定通知を発するまで 15 営業日
 - (2) 請求書が提出され（記載の補正など書類が完備し）てから助成金の交付まで 15 営業日
- 3 前2項の標準処理期間より遅れるときは、処理に要する期間の見込みを連絡するものとする。

（助成金の交付決定の取り消し等）

第17条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 助成金申請又は助成対象事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合
- (3) 助成金の交付条件に従わない場合
- (4) 事業を中止し、又は廃止した場合
- (5) 札幌市内企業等が同一の事業において、国や道など、他の助成制度（補助金・委託費）等を活用し、本助成金と重複する経費の財政的支援を受けた場合
- (6) 札幌市内企業等が同一の事業において、財団の他映像制作助成金（「映画・ドラマ制作助成金」「海外プロモーション映像活用事業助成金」「国際共同ドキュメンタリー制作支援助成金」）を活用し、経費の財政支援を受けた場合
- (7) 助成対象として決定され交付を受けた映像が平成33年2月末日までに放映・公開されないことが明らかになった場合。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために放映・公開が不可能となった場合で理事長が認める場合は除く。
- (8) 前7号までの規定のほか、理事長が助成金の交付について不適当と認める場合

2 理事長は、前項の規定による取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する助成金を交付している時は、期限を付して、当該助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(制度普及のための協力義務)

第18条 助成対象となった事業は、原則として広く一般に公表するものとする。

2 理事長が本制度の普及促進のために、説明会等を行うときは、助成事業者はこれに協力しなければならない。

(委任細則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、財団事業本部長が定める。

別表

助成対象経費となるのは映像制作のために、札幌市内の事業者等に支払った経費のうち、その性質に照らして助成対象とすることが適当であると認められる経費を指す。

対象経費		算定基準
施設使用料・許可手数料	札幌市所有施設（貸施設・公園等）	全額
	上記以外の施設	1 / 3
人件費	札幌映像撮影コーディネーター、札幌特区通訳案内士	全額
	監督、演出、照明技師、録音技師、助手、カメラマン、デザイナー、ヘアメイク、スタイリスト、ロケーションコーディネーター、警備員、ドライバー、エキストラ、編集者、CG技術者、アニメーション制作者、音楽家等の映像制作関係者	1 / 3
謝礼費	出演者 <u>1人1日 上限 50,000 円</u>	1 / 3
機材費	機材等レンタル費、機材使用料、機材運搬費等	1 / 3
車両費	ロケバス・劇用車、制作車等レンタル費及びタクシー代等	1 / 3
宿泊費	映像制作関係者の宿泊費 <u>1人1泊 上限 15,000 円</u>	1 / 3
札幌市内への往復旅費	理事長が必要と認める区間の往復（片道）国内航空賃 <u>1人片道 上限 30,000 円</u>	1 / 3
	理事長が必要と認める区間の往復（片道）国際航空賃 <u>1人片道 上限 150,000 円</u>	
	理事長が必要と認める区間の航空賃以外の旅費（電車代等） <u>1人片道 上限 30,000 円</u>	
その他経費	(1) 撮影等の為に使用した車両の燃料代・駐車代・高速代 (2) 撮影等に必要セットや足場の制作費 (3) 撮影等に係る保険料 (4) 撮影等で使用したインサート素材代 (5) 撮影等で使用した美術費（大道具、小道具、衣装） (6) 撮影された映像内で使用するライブラリー映像使用料 (7) 撮影に出演した、エキストラへの配布グッズ制作代	1 / 3

	(8) 劇用犬の出演料（その他動物など）	
	(9) 撮影等に係る除雪費用	
	(10) その他理事長がその都度必要と認める費用	

備考

- 1 算定基準中「1/3」を用いて算定する場合に千円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
- 2 助成額は、対象経費の経費項目毎に「算定基準」を用いて算定すること。
- 3 対象経費は、要綱第8条第3項に定める助成金交付決定通知日から発生する経費とする。
- 4 対象経費は、事業を遂行するうえで必要かつ適切な金額と判断した経費のみ対象とする。
- 5 対象経費は、その事実を証明可能な経費のみ対象とする。
- 6 対象経費のうち、札幌市内への往復国内・国際旅費については、札幌市内の旅行会社へ手配を行った経費のみ対象とする。
- 7 助成対象となる人件費は、札幌市内の企業に属する者かもしくは札幌市内在住の個人に発注した経費に限る。
- 8 申請者の社内スタッフが本事業に従事する場合の経費も対象内とする。なお本経費は業界基準を参考に、個別に判断する。